

平成29年 2 月 21 日提出

熊本市職員定数条例の一部改正について

熊本市職員定数条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例

熊本市職員定数条例（昭和24年告示第122号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員並びに」を削る。

第2条第5号中「770人」を「4,665人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の一部改正により県費負担教職員に係る権限が熊本県から移譲されることに伴い、職員の定数の変更等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。